

出産費・家族出産費が給付されます

組合員または被扶養者が出産したときは、出産費（被扶養者の場合は家族出産費）等が共済組合から給付されます。



給付額

法定給付
42万円※

+

附加給付
5万円

産科医療保障制度とは…

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償を行う制度



※産科医療補償制度掛金を含みます。

産科医療保障制度対象外（21週以前の出産、海外での出産等）の場合、法定給付は408,000円（出産日が令和3年12月31日以前の場合は404,000円）となります。

請求方法

次の①～③いずれかの方法を出産前に選択の上、共済組合に請求手続きをしてください。



どれを利用しても最終的な負担額は変わらないよ

出産費用が50万円の場合

1 直接支払制度

組合員と医療機関等の合意に基づき、共済組合が出産費（42万円）を医療機関等に支払う制度です。組合員は、出産費用から42万円を差し引いた額を窓口で支払います。

※附加金（5万円）は、組合員が公立共済に請求することにより、組合員本人へ別途支払われます。

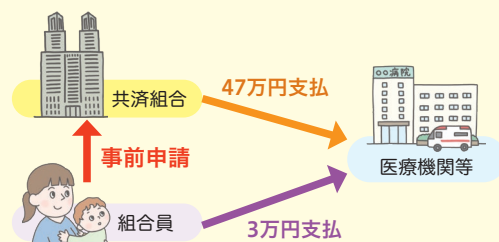


2 受取代理制度

共済組合が出産費および附加金（47万円）を医療機関等に支払う制度です。組合員は、出産費用から47万円を差し引いた額を窓口で支払います。

※この制度を利用するには、共済組合に対して、**出産予定日の2か月前から10日前までの事前申請**が必要です。

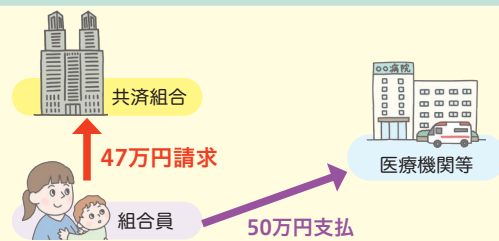
※比較的小規模な医療機関のうち、厚生労働省に届出を行った医療機関に限り利用できる制度です。



3 上記制度を利用しない場合（直接支払制度利用なし）

出産にかかった費用の全額を組合員が病院等に支払い、後から共済組合に申請をして出産費と附加金の合計額（47万円）を受け取る方法

※被扶養者として認定されて6か月以内に出産した場合等は、加入していた健康保険組合の証明書等が必要です。



注1) 出産費用が法定給付額を下回った場合の取扱い

①直接支払制度…差額は、附加金と合わせて共済組合に請求してください。

②受取代理制度…差額は、病院からの請求に基づき、組合員に直接給付します（組合員からの請求は不要です。）。

注2) 医療機関等によっては、「直接支払制度」や「受取代理制度」を行っていないことがあります。詳しくは出産で入院を予定している病院等にご確認ください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827

